

別表（第5条、第14条、第25条関係）

認証保育所運営費等補助交付額

項目	基準額				補助対象経費											
1 運営費	<p>ア 基本額</p> <p>毎月初日の在籍児童数に、以下の単価を乗じて得た金額とする。ただし、4月から翌年の3月までは、冷暖房費として当該単価に100円を加算した単価とする。</p>				認証保育所の運営に要する経費											
	（単位：円）															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">年齢</td> <td style="width: 20%;">0歳児</td> <td style="width: 20%;">1～2歳児</td> <td style="width: 20%;">3歳児</td> <td style="width: 25%;">4歳児以上</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	年齢	0歳児	1～2歳児		3歳児	4歳児以上	定員								
	年齢	0歳児	1～2歳児	3歳児		4歳児以上										
	定員															
	40人まで	166,400	119,920	84,780		80,250										
	41～50人	131,740	85,260	50,290		45,770										
	51～60人	126,040	79,560	44,740		40,220										
	61～70人	122,050	75,570	40,790		36,260										
	71～80人	119,130	72,650	37,800		33,270										
	81～90人	116,750	70,270	35,620		31,100										
91～100人	112,830	66,350	31,650	27,130												
101～110人	111,510	65,030	30,350	25,820												
111～120人	110,360	63,880	29,200	24,670												
<p>イ 三歳児配置改善加算</p> <p>当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、三歳児に係る保育従事職員を20人につき1人から、15人につき1人に改善した場合に、当該月の初日の在籍三歳児童数に、3,900円を乗じて得た金額を加算する。</p> <p>配置改善した日が月の途中の場合は、翌月から加算の対象とする。要件に適合しなくなった場合には、要件に適合しなくなった日の属する月の翌月から加算の対象外とする。要件に適合しなくなった日が月の初日の場合には、その月から加算の対象外とする。</p>																

項目	基準額	補助対象経費																							
1 運営費	<p>ウ 減価償却費加算</p> <p>以下の要件全てに該当する場合に、当月初日の在籍児童数に以下の金額を乗じて得た金額を加算する。</p> <p>① 認証保育所の用に供する建物が自己所有であること（注1）。</p> <p>② 建物を整備又は取得する際に、建設経費又は購入経費を負担していること。</p> <p>③ 建物の整備に当たって、施設整備費又は改修費等の補助を受けていないこと。（注2）</p> <p>④ 賃借料加算の対象となっていないこと。</p> <p>（注1）施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。</p> <p>（注2）施設整備費等の補助を受けて建設した建物について、整備後一定年数を経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には、上記③に該当することとして差し支えない。</p> <p>1. 老朽化等を理由として改修等が必要であったと区長が認める場合</p> <p>2. 当該改修等に当たって補助を受けていないこと。</p> <p>3. 一施設当たりの改修等に要した費用（円）を2,000で除して得た値が、建物全体の延べ面積（㎡）に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" data-bbox="236 1384 1209 1765"> <thead> <tr> <th>定員 年齢</th> <th>40人 まで</th> <th>41～ 50人</th> <th>51～ 60人</th> <th>61～ 70人</th> <th>71～ 80人</th> <th>81～ 90人</th> <th>91～ 100 人</th> <th>101～ 110 人</th> <th>111～ 120 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td rowspan="4">3,900</td> <td rowspan="4">2,150</td> <td rowspan="4">1,800</td> <td rowspan="4">1,550</td> <td rowspan="4">1,750</td> <td rowspan="4">1,550</td> <td rowspan="4">1,400</td> <td rowspan="4">1,500</td> <td rowspan="4">1,400</td> </tr> <tr> <td>1～2歳児</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> </tr> </tbody> </table>	定員 年齢	40人 まで	41～ 50人	51～ 60人	61～ 70人	71～ 80人	81～ 90人	91～ 100 人	101～ 110 人	111～ 120 人	0歳児	3,900	2,150	1,800	1,550	1,750	1,550	1,400	1,500	1,400	1～2歳児	3歳児	4歳児以上	認証保育所の運営に要する経費
	定員 年齢	40人 まで	41～ 50人	51～ 60人	61～ 70人	71～ 80人	81～ 90人	91～ 100 人	101～ 110 人	111～ 120 人															
0歳児	3,900	2,150	1,800	1,550	1,750	1,550	1,400	1,500	1,400																
1～2歳児																									
3歳児																									
4歳児以上																									

項目	基準額	補助対象経費																					
1 運営費	<p>エ 賃借料加算</p> <p>以下の要件全てに該当する場合に、当月初日の在籍児童数に以下の金額を乗じて得た金額を加算する。</p> <p>① 認証保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（注）。</p> <p>② 上記①の賃貸物件に対する賃借料が発生すること。</p> <p>③ 本要綱に規定する開設準備経費の建物賃借料の対象月でないこと。</p> <p>④ 減価償却費加算の対象となっていないこと。</p> <p>（注）施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p>	認証保育所の運営に要する経費																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">定員 年齢</th> <th style="width: 10%;">40人 まで</th> <th style="width: 10%;">41～ 50人</th> <th style="width: 10%;">51～ 60人</th> <th style="width: 10%;">61～ 70人</th> <th style="width: 10%;">71～ 80人</th> <th style="width: 10%;">81～ 90人</th> <th style="width: 10%;">91～ 100 人</th> <th style="width: 10%;">101～ 110 人</th> <th style="width: 10%;">111～ 120 人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td rowspan="4">8,800</td> <td rowspan="4">4,900</td> <td rowspan="4">4,050</td> <td rowspan="4">3,550</td> <td rowspan="4">3,950</td> <td rowspan="4">3,550</td> <td rowspan="4">3,100</td> <td rowspan="4">3,400</td> <td rowspan="4">3,100</td> </tr> <tr> <td>1～2歳児</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> </tr> </tbody> </table>		定員 年齢	40人 まで	41～ 50人	51～ 60人	61～ 70人	71～ 80人	81～ 90人	91～ 100 人	101～ 110 人	111～ 120 人	0歳児	8,800	4,900	4,050	3,550	3,950	3,550	3,100	3,400	3,100	1～2歳児
定員 年齢	40人 まで	41～ 50人	51～ 60人	61～ 70人	71～ 80人	81～ 90人	91～ 100 人	101～ 110 人	111～ 120 人														
0歳児	8,800	4,900	4,050	3,550	3,950	3,550	3,100	3,400	3,100														
1～2歳児																							
3歳児																							
4歳児以上																							

項目	基準額	補助対象経費											
1 運営費	<p>オ 技能・経験に着目した加算</p> <p>以下の職層区分に応じた職員1人当たり単価に、職層区分に応じた加算額の算定に用いる職員数及び賃金改善実施月数を乗じて得た金額を加算する。</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="236 488 1206 824"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 488 539 629">職層区分 (注1)</th> <th data-bbox="539 488 762 629">職員1人当たり単価 (注2)</th> <th data-bbox="762 488 970 629">加算額の算定に用いる職員数 (注3)</th> <th data-bbox="970 488 1206 629">賃金改善実施月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 629 539 725">第3職層 (専門リーダー等)</td> <td data-bbox="539 629 762 725" style="text-align: center;">24,430</td> <td data-bbox="762 629 970 725" style="text-align: center;">人数A</td> <td data-bbox="970 629 1206 725" rowspan="2" style="text-align: center;">月数</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 725 539 824">第4職層 (職務分野別リーダー等)</td> <td data-bbox="539 725 762 824" style="text-align: center;">3,050</td> <td data-bbox="762 725 970 824" style="text-align: center;">人数B</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 職層区分は、4職層以上からなり、第1職層の職員は施設長、第2職層の職員は施設長以外の管理職、第3職層の職員は施設長等の管理職を支えるライン職又は高い専門性を複数もつスタッフ職(専門リーダー等)、第4職層の職員は少なくとも1つの分野に専門性をもつ職員(職務分野別リーダー等)と定義する。</p> <p>(注2) 当該単価には、法定福利費等の事業主負担額を含む。</p> <p>(注3) 人数A及び人数Bは、以下の年齢別配置基準による職員数の合計に、定員40人以下の場合は4.2、定員41人～90人の場合は5.2、定員91人～120人の場合は5.0を加えた人数を基礎とし、人数Aについては1/3、人数Bについては1/5を乗じて得た人数とする。</p> <p>年齢別配置基準による職員数  <math>\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>ただし、三歳児配置改善加算を受けている場合は以下により算出された数とする。<math>\{4\text{歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第2位以下切り捨て)}\} + \{3\text{歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{1, 2\text{歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0\text{歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第1位以下四捨五入)</p> <p>※年齢別児童数は、当該年度4月時点又は各月平均の年齢別児童数とする。</p>	職層区分 (注1)	職員1人当たり単価 (注2)	加算額の算定に用いる職員数 (注3)	賃金改善実施月数	第3職層 (専門リーダー等)	24,430	人数A	月数	第4職層 (職務分野別リーダー等)	3,050	人数B	賃金改善に要する経費
	職層区分 (注1)	職員1人当たり単価 (注2)	加算額の算定に用いる職員数 (注3)	賃金改善実施月数									
第3職層 (専門リーダー等)	24,430	人数A	月数										
第4職層 (職務分野別リーダー等)	3,050	人数B											

項目	基準額	補助対象経費
2	<p>&lt;改修経費&gt;</p> <p>(1) 認証保育所を開設するために必要な改修経費の8分の7の額</p> <p>(2) 認証保育所の定員を拡充するために必要な改修経費の8分の7の額</p> <p>(1)及び(2)の限度額は、A型1施設当たり52,500千円とする。</p> <p>※ 千円未満は切り捨てる。</p>	<p>設計委託費 工事費</p>
開設準備経費	<p>&lt;開設準備期間施設賃借経費&gt;</p> <p>認証保育所A型の開設前の施設賃借に要する経費</p> <p>(1)対象期間 施設を開設するまでの6か月間を限度とする。</p> <p>(2)補助金額 1か月当たり1,500千円を上限として補助する。</p> <p>※1 千円未満は切り捨てる。</p> <p>※2 礼金、権利金等は除く。</p>	<p>開設前賃料 共益費</p>

項目	基準額	補助対象経費
3 賃借料経費	<p>&lt;賃借料経費&gt;</p> <p>開設後5年目までの認証保育所の開設後の施設賃借に要する経費</p> <p>(1) 補助要件</p> <p>以下の①～④までの要件全てに該当すること</p> <p>① 認証保育所の用に供する建物が賃貸物件であること（注）。</p> <p>② 上記①の賃貸物件に対する賃借料が発生すること。</p> <p>③ 本要綱に規定する開設準備経費の建物賃借料の対象月でないこと。</p> <p>④ 本要綱に規定する減価償却費加算の対象となっていないこと。</p> <p>(注) 施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること。</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>ア 開設後3年目まで 1 施設当たり、20,000千円とする。</p> <p>イ 開設後4・5年目 1 施設当たり、10,000千円とする。</p> <p>(3) 補助率 7/8</p> <p>(4) 補助金額</p> <p>建物賃借料に係る設置者の実支出額から寄附金、本要綱に規定する賃借料加算その他の収入額を差し引いた額と補助基準額とを比較していずれか少ない額を選定し、補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	開設後賃料

## 補助条件

### 1 事情変更による決定の取消し

補助金の交付決定後に、認証保育所を廃止若しくは休止したとき又は認証の取消しがあつたときは、この決定の全部又は一部を取り消すことができる。

### 2 財産の管理義務

補助金の交付を受けたものは、その補助金により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

### 3 財産処分の制限

補助金の交付を受けたものは、その補助金により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

### 4 財産処分に伴う収入の納付

区長の承認を受けて3に定める財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を区に納付させることがある。

### 5 開設準備経費補助金の返還

開設準備経費補助金の交付を受けた者は、開設後5年未満に事業を廃止した場合は、4の定めにかかわらず補助金の交付額に下記の率を乗じた額を返還すること。ただし、この返還額と開設準備経費にかかる4の納付額の合計額は、補助金交付額を上回らないこととする。

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
50%	40%	30%	20%	10%

### 6 消費税仕入控除税額の取扱い

(1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。なお、設置者等が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、区長に報

告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

- (2) 設置者等が、(1)に付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を区長に返還させることがある。